

徳山工業高等専門学校学寮給食業務委託実施要領

徳山工業高等専門学校（以下「本校」という。）が学寮食堂（以下「食堂」という。）における給食業務を委託する場合における実施要領を次のとおり定める。

1. 学寮給食業務を受託した者（以下「受託者」という。）は、給食業務に要した経費を毎月寮生から徴収する。
2. 受託者は、材料等の仕入れ、その他経営上の商取引は一切受託者の名義によって行うものとし、学校名義を使用しないこと。
3. 給食日及び給食時間は、原則として次のとおりとする。
 - (1) 給食日は、学寮開寮中のすべての期間とする。

ただし、開寮日については食事の提供はしない（入寮式当日の夕食を除く。）。また、閉寮日については、昼食までを提供する。（年間290日程度予定）

なお、2019年9月8日以降は、本校福利厚生センター内学生食堂において、食事を提供する。ただし、昼食は弁当とする。
 - (2) 高専祭実施日の昼食は提供しない（高専祭準備日を除く。）。
 - (3) 朝食は、ご飯食とパン食の併用提供とする。また、週1回（以上）はバイキング形式の朝食を提供すること。
 - (4) 次の学寮行事の夕食に特別食を提供すること。
①入寮式 ②寮祭 ③予餞会
 - (5) 寮生が病気（一時的な疾病で寮内において起居できる程度の症状）の際に、本校から病人食の要請があった場合、受託者はこれを提供すること。
 - (6) 寮生がクラブ活動等で昼食を弁当に変更したい要望があった場合、受託者はこれを提供すること。
 - (7) 箸、調味料類及び台布巾を適宜食卓上へ配置し、寮生の便宜を図ること。
 - (8) 外国人留学生には、宗教的制約ならびに食生活慣習に対応すること。
 - (9) 給食時間は、次のとおりとする。ただし学校行事等により変更する場合がある。

区 分	時 間	
	平 日	休 日
朝 食	7 : 3 0 ~ 8 : 2 0	7 : 4 0 ~ 8 : 4 0
昼 食	1 2 : 1 0 ~ 1 3 : 1 0	1 2 : 0 0 ~ 1 3 : 0 0
夕 食	1 8 : 0 0 ~ 1 9 : 3 0	1 8 : 0 0 ~ 1 9 : 3 0

- (10) 受託者は本校の要請により以下の給食時間の変更に応えるものとする。
 - ①試験期間中の昼食時間。
 - ②クラスマッチ当日の昼食時間。
 - ③その他特別行事で時間変更の必要がある場合は、本校が事前に連絡する。
4. 給食数の取扱いについて
 - ①本校は、給食日2日前（2日前が休日の場合は、当該日前の平日）の昼休み終了後に給食数を受託者に通知するものとする。
 - ②受託者は、上記通知を受け寮生の欠食を把握するものとする。

5. 食事の基準規格は次のとおりとし、献立作成にあたってはこの基準に添って作成するものとする。

栄養素等	単位	指標	数量
エネルギー	kcal/日	推定エネルギー	2, 8 5 0
たんぱく質	g/日	推奨量	6 5
炭水化物	%エネルギー	目標量	5 0 以上 6 5 未満
食物繊維	g/日	目標量	1 9 以上
ビタミンB 1	mg/日	推奨量	1. 5
ビタミンB 2	mg/日	推奨量	1. 7
ビタミンC	mg/日	推奨量	1 0 0
ビタミンA	μ gRE/日	推奨量	9 0 0
カルシウム	mg/日	推奨量	8 0 0
鉄	mg/日	推奨量	9. 5
ナトリウム	mg/日 ()は食塩相当量[g/日]	目標量	— (8. 0) 未満

日本人の食事摂取基準（2015年版） 男15～17歳 レベルⅡによる

6. 受託者は、給食日の献立表を1ヶ月単位で作成し実施1週間前までに提出し承認を得るものとする。また、献立を変更する場合は、速やかに申し出て承認を得なければならない。
7. 給食費は、次のとおりとする。
 - (1) 食事材料費(税込み)は、1日742円(朝食228円・昼食228円・夕食286円)とする。
 - (2) 食事諸経費(税込み)は、長期休業期間の8月・9月・3月を除き、1ヶ月14,220円とする。
なお、8月・9月・3月の月に給食を提供する日がある場合は、当該日の食事諸経費を474円とする。
 - (3) 経済情勢等により材料費等に急激な変化が生じた場合、受託者は学校側と協議し変更することができる。
 - (4) 寮生は、受託者から概算請求された額を口座振替により納入する。
 - (5) 受託者は、年度末に欠食分等精算した額を寮生に還付する。なお、食事諸経費については還付の対象としない。
 - (6) 受託者は、給食費の支払いに対する保証として、寮生に連帯保証人の届出をさせることができる。
 - (7) 本校は、受託者の行う給食費徴収に係る業務に対し関与しないものとする。
8. 現場責任者及び有資格者の配置
受託者は、従業員の監督指導、施設等の保全、材料の仕入れ及び保健衛生の管理等を行わせるため、現場責任者を定めて、本校に届け出ること。また、営業中は、栄養士及び調理師を常駐させること。
9. 受託者は、検査用として調理の都度1食を提供し、その内容の適否等について指導を受けるものとする。
10. 受託者は、毎月の「原価計算書及び給食費収入計算書(様式3)」及び「栄養月報」を作成し、四半期毎に本校に提出すること。
また、年間の損益計算書を事業年度終了後1月以内に本校に提出すること。
11. 施設等管理について

受託者は、無償貸与施設、備品の管理はもとより関連施設の管理に協力し、特に次に定める作業を行うものとする。

- (1) 食堂及び寮厨房の設備、備品の清掃
- (2) 食堂の空調及び照明の入り切り、清掃並びに戸締まり
- (3) 学寮給湯ボイラーの点火及び食堂内湯沸器の点火・消火確認

2. この要領に定めていない事項で疑義が生じた場合は、その都度本校と受託者が双方協議して定めるものとする。

徳山工業高等専門学校学生食堂給食業務委託実施要領

徳山工業高等専門学校（以下「本校」という。）が学生食堂（以下「食堂」という。）における給食業務を委託する場合における実施要領を次のとおり定める。

1. この食堂は、概ね15歳から22歳の成長期の学生が利用するため、栄養バランスのとれた質の高い、安全な食事の提供及びサービスの向上に絶えず努力すること。
2. 給食業務を受託した者（以下「受託者」という。）は、材料等の仕入れその他経営上の商取引は全て受託者の名義によって行うものとし、学校名義を使用しないこと。
3. 食堂の営業日は、土曜日、日曜日、祝・祭日及び本校の定める休業日以外の日とする。
ただし、休業日に該当する場合であっても、校長が特に必要と認めた日は営業するものとする。（年間**176日**程度予定）
4. 食堂の営業時間は、原則として時から時分までとする。ただし、本校が特に必要と認めた場合は、営業時間を変更することがある。
5. 食堂における必須販売品目及び任意販売品目の料金は、別紙1のとおりとする。
6. 受託者が任意で販売したい品目については、別途提案し本校の許可を受けるものとする。
7. 販売品目の変更及び料金の改定の必要が生じた場合、受託者は本校と協議して決定するものとする。
8. 受託者は、決算期ごとに給食業務に関する決算報告書を本校に提出するものとする。
9. 本校は、必要に応じ食堂の使用状況並びに給食品を実地に立入調査することができる。
10. この要領に定めていない事項で疑義が生じた場合は、その都度本校と受託者が双方協議して定めるものとする。

